

# 第4回豊島区保健福祉審議会

## ○本日の議案

成年後見制度の見直しに向けた検討および  
総合的な権利擁護支援策の充実に向けた検討

地域保健福祉計画全体の進捗管理

# 総合的な権利擁護支援策の充実に向けた区の関連事業の検討について

## ○成年後見制度利用促進事業

| 実施         | 実施形態 | 委託事業者       |
|------------|------|-------------|
| 豊島区(福祉総務課) | 委託   | 豊島区民社会福祉協議会 |

事業開始:令和4年4月1日(委託開始)

事業概要:令和3年度に制定した、豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例に基づき、成年後見制度の利用促進を図るため、これまで豊島区民社会福祉協議会で自主事業として実施してきた取り組みのうち、関連事業を区の事業として位置づけるとともに、安心して制度を利用できるよう、中核機関を設置し、地域連携ネットワークの推進を図る。

### 多様な主体による担い手確保の取り組み

権利擁護支援方針検討会議(R5より実施)

これまで弁護士・司法書士の比重が高かったが、検討会議を実施することで社会福祉士の後見人が増加。

権利擁護支援方針検討会議検討事例における後見人等の候補職種

|       | 弁護士       | 司法書士      | 社会福祉士     | 豊島区民社協  | 区民後見人   | その他     | 総数  |
|-------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|-----|
| 令和5年度 | 13件 20.6% | 28件 44.4% | 13件 20.6% | 3件 4.8% | 2件 3.2% | 4件 6.4% | 63件 |
| 令和6年度 | 18件 19.3% | 47件 50.5% | 24件 25.8% | 1件 1.1% | 1件 1.1% | 2件 2.1% | 93件 |

※会議で検討したケースのうち、法定後見を進める方針が示された件数における候補職種

# 総合的な権利擁護支援策の充実に向けた区の関連事業の検討について

## ○成年後見制度利用促進事業

### 事業実績

|                       |        | R4 | R5 | R6 |
|-----------------------|--------|----|----|----|
| 権利擁護支援方針検討会議          | 開催回数   | —  | 24 | 23 |
|                       | 検討件数   | —  | 67 | 94 |
| 成年後見等利用促進協議会開催回数      |        | —  | 2  | 2  |
| 後見活動メンバー登録者数          |        | 11 | 18 | 14 |
| としま区民後見人(社会貢献型後見人)の受任 | 新規受任延件 | 1  | 2  | 1  |
|                       | 終了件数   | 4  | 0  | 2  |
|                       | 年間受任延件 | 6  | 4  | 5  |

### 「区民後見人養成講習」の実施

令和7・8年度の2か年度に渡って区民後見人養成講習を実施。令和8年度には、10名の区民後見人が新たに後見活動メンバーに登録される見込み。

⇒今後も3年に1度区民後見人養成講習を実施予定。後見活動メンバーの数は増加が見込まれるが、新規受任件数が少なく、**区民後見人の受任件数割合が低くなる**ことが見込まれる。また、受任までに年単位での待機期間が生じている。  
※未受任期間は生活支援員などで活動

# 総合的な権利擁護支援策の充実に向けた区の関連事業の検討について

## ○成年後見制度利用促進事業

### 区民後見人の育成・活躍支援に向けた取組み(案)

高齢者の増加等により、意思決定支援等によって本人を支える各種方策の推進が求められる中、後見業務の担い手である区民後見人は、地域共生社会の実現のための重要な存在としてその役割を求められていることから、育成・活躍支援に向け、以下の取組み行う。

### 令和7年度中に行う取組み

#### ①区民後見人の年間受任件数の目標値の設定

毎年4件の新規受任を目標とし、全ての講習修了者が次回の養成講習までに受任経験を積める体制を目指す。

|          |          | R8 | R9 | R10 | R11 |
|----------|----------|----|----|-----|-----|
| としま区民後見人 | 新規受任目標件数 | 4件 | 4件 | 4件  | 4件  |

#### ②後見活動メンバーへの受任に対する意思確認の実施

現後見活動メンバーは、未受任期間が一定期間経過している方もいることから、養成講習修了時との状況変化等で受任できない可能性が発生しているか、確認調査を行う。

#### ③区内関係部署間での関係者会議の開催及び潜在状況調査の実施

高齢・障害・生活困窮等関係部署による庁内関係会議を開催し、区民後見人による意思決定支援を行うことが望ましい方がいるかについて、潜在状況調査を行う。

## ○成年後見制度利用促進事業

区民後見人の育成・活躍支援に向けた取組み(案)

### 令和8年度に行う取組み

#### ④権利擁護支援方針検討会議における検討方法の変更

同会議における後見人の候補者として、区民後見人は他の候補者(弁護士・司法書士・社会福祉士等)と同列としていたが、まず、区民後見人が受任できるかについて検討を行った上で、受任が困難な場合にその他の候補者の検討を行うことに変更する。

#### ⑤専門職後見人への現況調査の実施

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画において、柔軟な後見人等の交代の推進を実施することが求められていることを踏まえ、権利擁護支援方針検討会議でこれまで依頼した専門職後見人(弁護士・司法書士・社会福祉士等)に対し、現況確認を行い、債務整理や法的課題が解決した方で、区民後見人へのリレーが可能なケースがあるか調査する。該当者がいた場合、適宜後見活動メンバー等関係者と調整のうえ、リレー方式による後見人の交代を行う。

#### ⑥成年後見制度ニーズ把握調査の実施

高齢者総合相談センターや基幹相談支援センター等高齢・障害関係施設に対し、利用者の中で、成年後見制度の利用に対するニーズ把握を行うとともに、潜在的な利用者の把握や、同制度の周知を行うことで、制度の利用者増加につなげる。

# 総合的な権利擁護支援策の充実に向けた区の関連事業の検討について

## ○地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)

※出典:令和6年度豊島区民社会福祉協議会事業報告書(一部修正)

| 実施         | 実施形態 | 委託事業者       |
|------------|------|-------------|
| 東京都社会福祉協議会 | 委託   | 豊島区民社会福祉協議会 |

事業概要:福祉サービスの利用手続きや利用料の支払い、日常生活に必要な金銭管理等でお困りの高齢者や障がいのある方を対象に、利用者本人との契約に基づき、地域で自立した生活が送れるように生活支援員等が支援する。

### 事業実績

|                  | R4 | R5 | R6 |
|------------------|----|----|----|
| 新規契約件数           | 20 | 11 | 12 |
| 契約終了件数           | 13 | 15 | 10 |
| (内、成年後見制度への移行件数) | 7  | 4  | 6  |
| 年間契約件数           | 76 | 74 | 71 |
| 生活支援員数           | 21 | 27 | 26 |

## ○地域福祉権利擁護事業(福祉サービス利用援助事業)

### 令和6年度の取組

- (1)関係機関向けの事業説明や個別ケースにおける連携強化に取り組んだことで、ケアマネジャー等が対応してきたケースが事業利用につながった。
- (2)適切な支援員の配置により、専門員が新規相談ケースへの対応に専念できた。
- (3)地域生活支援拠点コーディネーターとの意見交換会、事例検討会を実施。
- (4)区生活福祉課との合同勉強会の実施。実施サービスの相違点や課題を共有。

### 課題

- ・関係機関や支援者に地域福祉権利擁護事業の正しい内容が周知されていないため、適切なタイミングでつながらず、**判断能力が低下し、契約できない状況になってから相談が入ることが多い。**
- ・初回相談から訪問調査を経て**契約に至るまでに時間を要することにより、支援者が業務範囲外の支援を続けざるを得ないことがある。**

# 総合的な権利擁護支援策の充実に向けた区の関連事業の検討について

## ○終活サポート事業

| 実施          | 実施形態 | 委託事業者       |
|-------------|------|-------------|
| 豊島区(高齢者福祉課) | 委託   | 豊島区民社会福祉協議会 |

目的: 人生の終末を迎えるにあたり、介護、葬儀、相続などについて希望をまとめ準備を行なうこと(終活)について、区民の不安や悩みを解消するとともに、今後の生活をより豊かで充実したものとする。

### 主な業務委託内容

#### ①相談業務

#### ②終活情報登録

区内在住65歳以上の方等が、本人申請に基づき、終活関連情報(9項目)を終活あんしんセンターに登録。病気・事故等で意思表示ができなくなった時または死亡した時に警察・消防・医療機関・福祉事務所及びあらかじめ照会可能な方として登録された方からの照会に基づき、区が登録情報を開示する。

#### ③普及啓発

- ・講演会・出張講座・エンディングノート関係講座の実施
- ・終活あんしんノート(エンディングノート)の作成・配布



# 総合的な権利擁護支援策の充実に向けた区の関連事業の検討について

## ○終活サポート事業

相談件数

|           | R3   | R4   | R5   | R6   | 年間平均<br>(R3～R6) |
|-----------|------|------|------|------|-----------------|
| 相談人数(実人数) | 542人 | 410人 | 538人 | 586人 | 519人            |
| 延べ相談件数    | 898件 | 701件 | 755件 | 790件 | 786件            |

## 終活情報登録事業

登録実績 累計: **50**人(令和7年3月末時点) ※うち46人が単身高齢者

|     | 60代 | 70代 | 80代 | 90代 | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 男 性 | 2人  | 7人  | 6人  | 2人  | 17人 |
| 女 性 | 7人  | 13人 | 9人  | 4人  | 33人 |

### <利用者の声>

・今は特に困っていることはないが、**いざという時に親族等へ情報が伝わるので安心。**

### <相談の傾向>

・R6は、独居に限らず**同居人がいても頼れない**(高齢者世帯を含む)悩みを抱えた方が増えた印象

## ○終活サポート事業

課題・今後の方向性

- (1) 相談者の約7割が単身世帯  
身元保証・支援者不在により  
入退院等のハードルが高い
- (2) 相続・遺言／葬儀・納骨・お墓に  
関する相談が多い  
もしもの時に備えておきたい
- (3) 情報登録事業の適切な運用  
登録者の生活状況変化へ対応
- (4) エンディングノートの活用  
手元にあるが記載内容が決まらない
- (5) 相談者の約7割が70代・80代  
若い世代は終活が自分事ではない

⇒今後検討していく課題

### 広報強化

- 終活への関心をプレシニア層へも広げていく
- メディアで取り上げられる話題(＝関心事項)を講演会等に取り入れる

### 利便性向上

- 情報登録の申請の煩雑さを解消(情報管理のリスクとの比較衡量が必要)

⇒具体的な支援事業について検討

- 日常の見守り・入院支援・死後事務委任等

○備えてあんしん支援事業(はれやか)

※出典:令和6年度豊島区民社会福祉協議会事業報告書(一部修正)

| 実施          | 実施形態 | 委託事業者 |
|-------------|------|-------|
| 豊島区民社会福祉協議会 | 直営   | —     |

事業開始:令和6年7月

事業概要:豊島区民社会福祉協議会による自主事業。身寄りがない単身高齢者が、地域で安心して暮らしていけるように、豊島区民社会福祉協議会と契約を締結し、入退院等の支援や入院・入所時、賃貸住宅の緊急連絡先となること、死亡時の葬儀や納骨、家財処分などの手配を行う。

事業実績

|         | R6  |
|---------|-----|
| 相談延件数   | 102 |
| 新規契約件数  | 1   |
| 支援実施延回数 | 1   |

## ○備えてあんしん支援事業(はれやか)

### 取組

- (1)令和6年7月事業開始に伴い、広報周知に取り組み、個別の利用相談に対応。
- (2)福岡市、名古屋市、相模原市などの他地区社協の取り組みを視察や電話等により調査し、弁護士監修のもと、契約書類や要綱等の作成、マニュアルを整備。
- (3)区政連絡会、民生委員・児童委員協議会、地域包括支援センター職員会議等での周知活動、3度の区民向け説明会の実施。
- (4)対象要件に当てはまらずに利用に結び付かない相談事例については、他の支援策につなぎ、相談内容の解決に努めた。

### 課題

- ・単身高齢者の割合が高い本区では、老後に不安を抱える高齢者も多い。
- ・単身高齢者が特に不安を感じている、**入退院時の保証人に関する事、自身の死後(葬儀・納骨など)に関する事**を行政サービスとして実施することが困難。
- ・経済的にゆとりのない高齢者は、**専門職と生前契約を結ぶことが困難。**

# 本日ご議論いただきたい事項

○現在国では、成年後見制度の見直しや総合的な権利擁護支援策についての検討を行っている。(参考資料1参照)

豊島区内で実施している各施策の現状・課題を踏まえ、以下の点についてどのように考え、事業を推進していくべきか。

- ・成年後見制度利用促進事業と地域福祉権利擁護事業との連携、体制強化
- ・意思決定支援における担い手としての区民後見人の育成・活躍支援
- ・身寄りのない高齢者等への対応